

令和7年度恵那市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

恵那市は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を定める。

1 適用範囲

この調達方針は、本市の全ての部署が発注する物品等の調達に適用する。

2 対象となる施設等

この調達方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。

（1）障がい福祉サービス事業所等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

（2）企業等

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく子会社（特例子会社）
- イ 以下の要件を全て満たす事業所
 - ・身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の雇用者数が5人以上
 - ・当該事業所の労働者に占める障がい者である労働者の割合が20%以上
 - ・当該事業所の障がい者である労働者に占める重度障がい者等である労働者の割合が30%以上

（3）在宅就業障がい者等

- ア 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

3 調達する物品

本市が障がい者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。

(1) 物品

記念品類、消耗品類、印刷製本類、食糧類、賄材料類等

(2) 役務

分別作業、回収作業、清掃作業、軽作業等

4 調達の目標

令和7年度に本市が達成すべき目標を、次のとおり定める。

(1) 物品 150万円

(2) 役務 570万円

5 調達の推進方法

(1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、全庁的な取組みを推進する。

(2) 障がい者就労施設等の提供可能な物品及び役務等についての情報を組織全体で共有し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努める。

(3) 発注予定の物品及び役務等について、情報収集に努め、障がい者就労施設等に随時情報を提供する。

6 調達方針及び実績の公表

調達方針及び調達実績については、市ホームページ等により公表する。

7 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、医療福祉部社会福祉課とする。